

○大雪消防組合消防長及び消防署長 の資格を定める条例

〔平成26年12月24日〕
条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、大雪消防組合（以下「組合」という。）の消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の職に必要な資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 組合の消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 組合の構成町の行政事務に従事した者で、当該町の長の直近下位の内部組織の長の職その他当該町におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の職に必要な資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 組合の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年（管理者が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ管理者が定める期間を控除した期間）以上あったものであること。
- (2) 組合の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年（管理者が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ管理者が定める期間を控除した期間）以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。

(施行規定)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。